

注意事項			公印使用承認	施行日等 3/4
起案日	令和5年3月8日			
供覧日				
文書番号	4監査号外			
決裁種別	紙			
施行方法			<input type="checkbox"/> 施行文書確認済	<input type="checkbox"/> システム入力済
備考			起案者氏名 松村 健一 課(地方機関) 事務局(監) グループ(課) 監査第一課	

題名 住民監査請求の要件審査について	文書種別 伺い						
代表監査委員 	監査委員 (川上委員) 	監査委員 (山内委員) 	局長 	次長 	課長 		
保存期間 5年	標準ファイル名 委員協議会(協議議題)						

伺い文 令和5年2月22日付けで別添1及び2のとおり2件の住民監査請求がありました。当該住民監査請求に係る要件審査は案1及び2のとおりであり、地方自治法第242条の要件を満たしておりますことから、速やかに監査を実施するため、愛知県監査委員処務規程第4条第3項に基づき書面による回議により、案のとおり監査の実施を決定することとしてよろしいか。

愛知県職員措置請求書

1. 請求の要旨

請求の対象者 愛知県知事 (愛知県議会事務局長)

愛知県議会議員 渡辺昇氏に対する不當に併用した政務活動費の返還を
請求する。

又水に対する事業として、渡辺昇氏が 2021年11月12日政務活動費
県外活動報告書に福岡空港の視察を行った。その内容は福岡空港に
あけたビアガーデンや滑走路の増設を運営者である空港でもやるに専望するものと
あるものの、調査に訪れた事実はない。

当日の政務活動費は わざわざ新幹線を利用した 50540円で、その内訳は
名古屋 博多間の新幹線往復料 50020円と、博多駅と福岡空港の
地下鉄往復料 520円である。不當に併用した政務活動費の返還を
求めます。

2. 請求者



連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

地方自治法第242条 第1項の規定により 別紙事実証明書を添え
て必要な措置を請求します。

2023年 1月 22日

愛知県監査委員 御牛

別紙 事実関係証明書

福岡空港入・出港外活動調査の事実関係について、2023年2月17日福岡空港
総務課 [REDACTED] 氏は2021年11月12日午後渡辺氏が視察に向かう際の予定表記載にて、
「関係簿用印保管」があり、当日渡辺議員が視察に訪問された記録はない」と。
通常議員の方が視察に対する場合は、しばしば立場の職員が対応せしむる
記録には残っていないこと。

尚、福岡を始め他府県へ頻繁に政務活動費を便用し、埠外活動視察を行って
こそ「公費を便用して個人的に女性会いに行ったり可能性が大きい」と思料水平す。
より理由として、結婚相談所の担当者より「彼女福岡に女性会いに
行かれました」と聞かれたことがあります。また、昨年10月4日にコスコミで報道された
「同性婚を持ち悪い」自民党の愛知県議 渡辺昇の謝罪会見において、

ジンジニア平等を求める市民団体事務局長の [REDACTED] エンジニア女性の地方議員連に
SNS等で候、執拗に接触を求めて癒着するやうセクハラを追及しました。
[REDACTED] 士人君子は最近にあつて 地方女性議員より、渡辺氏の何度も癒着があり
困るという声が寄せられております。

更に、2022年10月12日朝日新聞デジタルでは、他県の女性議員は宿泊先のホテルを
伝えた上で、面会を求めるメーリングを送っていたことを明らかにした。渡辺氏は「セクハラに
あたらないと思う」と述べた。 渡辺氏によると 2022年9月、宮城県視察の前に
フェイスブック上で [REDACTED] 仙台市議は宿泊先を伝えた上で「お問い合わせ前のメーリングを
送った」と。 渡辺氏は「性的なことを言つたりではない」とし、情報交換の目的で送ったと
述べた。 「それがこれまでずっとメッセージも [REDACTED] 市議は朝日新聞の取材に
「会つたこともないのに、ホテルでの面会に誘うなんて非常識」。返信をしていません。
月が流れても、まだメーリングを送り感がありません」と語った。

従つて、昨年9月、宮城県視察の埠外活動費も [REDACTED] 仙台市議は面会の目的で
公費が使われたことは明らかです。

その裏付けとして、全国の地方女性議道連絡機関が集まる~~る~~事務局長の情報によると、多くの女性議員達は渡辺氏と面識をもつて親しく訪ねたと言ひながら、公園に呼び出されるなどして、2018年度・2019年度には、渡辺氏の政務活動報告書によると、全国のあらゆる公園に政務活動費を以て親しくお会いがありましたが、これらも地方女性議員達の声を聞くが爲り、公費を不當に使ったと思料工れました。

以上、この様に議員の立場を利用して恩賜や公費の使用は決して許されものではありません。

政務活動費県外活動報告書

議員名: 渡辺 昇

番号	活動概要		
	日 程	年 月 日() ~ 年 月 日()	泊 日
	訪問先及び所在地 〔市区町村名まで記入〕	福岡空港 (福岡市博多区)	
2	目的・内容 ・成果等 (具体的に記入)	2025年に福岡空港の滑走路が増設される。県営名古屋空港も国内各地への航空便を増やしてほしい。その為に滑走路増設を実現したい。政令指定都市であり4年後に滑走路が増設される福岡空港を実際に視察。それと福岡空港は以前にビアガーデンを開催。空港へのお客様を増やし楽しくして頂く為に県営名古屋空港にも展示テントにてビアガーデンを開設する事を要望するも目的に福岡空港を視察。	
日 程	年 月 日() ~ 年 月 日()	泊 日	
	訪問先及び所在地 〔市区町村名まで記入〕		
	目的・内容 ・成果等 (具体的に記入)		

領収書整理票

(議員名: 渡辺昇)

整理番号	23	経費項目	調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
	○											

領収書 番号	5136240	領 取 者 名	渡辺昇
金額	¥22,240円 清算料等240円	但し、乗車券として 申込	

印紙税申告書
付つき名古屋市 税務課
印

名古屋一長野(往復)

11月5日乗車

別紙県外活動報告書の通り

按分率		按分後金額

整理番号	24	経費項目	調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
	○											

領収書 番号	5136240	領 取 者 名	渡辺昇
金額	¥50,020円 清算料等240円	但し、乗車券として 申込	

印紙税申告書
付つき名古屋市 税務課
印

金山駅

名古屋一博多(往復)

11月12日乗車

別紙県外活動報告書2の通り

按分率		按分後金額

- ※ 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添とすることも可能である。
- ※ 「整理番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。
- ※ 按分した場合は、按分率欄及び按分後金額欄に記載すること。

領収書整理票

(議員名: 渡辺 昇)

整理番号	25	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
		○										

領収書

渡辺 昇 様

ご利用日付 2021年11月12日

時刻 15時11分

券番号: 4268

取引内容: 乗車券購入 金260円

印紙税法
第52条
非課税

伝票番号: 84738

ご利用ありがとうございます。

地) 博多駅 券CO1発行
福岡市地下鉄

別紙県外活動報告書 2の通り

博多駅 → 福岡空港駅

按分率	按分後金額

整理番号	26	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
		○										

領収書

渡辺 昇 様

ご利用日付 2021年11月12日

時刻 15時31分

券番号: 8439

取引内容: 乗車券購入 金260円

印紙税法
第52条
非課税

伝票番号: 41953

ご利用ありがとうございます。

福岡空港駅 券D04発行
福岡市地下鉄

別紙県外活動報告書 2の通り

福岡空港駅 → 博多駅

按分率	按分後金額

- * 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添とすることも可能である。
- * 「整理番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。
- * 按分した場合は、按分率欄及び按分後金額欄に記載すること。

愛知県職員措置請求書

1. 請求の要旨

請求の対象者 愛知県知事（愛知県議会事務局長）

愛知県議会議員 渡辺昇氏に対する不当な使用した政務活動費の返還を
請求すること。

先述に対する事案として、2017年度の政務活動費のうち、事務所賃料
1146960円について、渡辺議員自身が社長を務める不動産会社から
借りた事務所の賃料より同社に支払っていることは、政務活動費の不当な
使用である。不當に使った政務活動費の返還を求めます。

2. 請求者

連絡先 [REDACTED]



地方自治法第242条 第1項の規定により別紙事実証明書を添え
て、必要な措置を請求します。

2023年2月22日

愛知県監査委員 御牛

別紙 事実関係証明書

2015年3月11日の中日新聞で次の如く報道された。

收支報告書によると、渡辺昇氏自身が社長を務める不動産会社が備後事務所の賃料として同社に月額30万円、秘書の人件費として月額15万~20万円程度をいずれも政務活動費から支出。この賃料と人件費は政務活動費の丈半を占めている。憲議会事務局によると9日に渡辺氏から收支報告書が提出され、同日付で受理。10日に渡辺氏側が「手元返還額を振り込んだ」と連絡があった。上記の様に、不当な行為を指摘されたにもかかわらず、令和元年度、2014年度から2017年度と同様に処理をしてしまった。

次に、2017年度の政務活動費の返還としたのは、新聞報道によると、2023年2月15日大村秀章知事は専門家懇親会に於し、2017年度~21年度にかけて交付した政務活動費のうち、事務所費2675000円の返還を請求した。この類似の案件から、専門家懇親会は議員本人が社長を務める本人への悪質な流用である。本来ならば、この年度分について返還をねばるべきである。

別紙

平成29年度政務活動費収支報告書

氏名 渡辺 昇

1 収入

政務活動費 5,900,015 円

2 支出

(単位:円)

経 費	支 出 額	摘要
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	35,932	新聞購読料
事務所費	1,146,960	事務所賃借料
事務費		
人件費	2,606,666	政務活動補助員 給与 賞与 社会保険料
合 計	3,789,558	

3 残 余 2,110,457 円

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 摘要の欄には、主たる支出の内訳を記載すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉とすること。

領収書整理票

(開業名: 渡辺 のぼる)

領収書番号	50	経費項目	旅費	研究費	会議費	会員費	会報費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	入件費
										○		

領 収 証

渡辺昇

様 No.

30年3月30日 上記正に領収いたしました



内訳

名古屋市中区榮二丁目

東洋観光株式会社

代表取締役 渡邊

ヨク日 ウケ-1087

被分率 1/2 被分資本額 95,580

領収書番号		経費項目	旅費	研究費	会議費	会員費	会報費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	入件費
										○		

被分率 被分資本額

- ※ 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別紙とすることも可能である。
- ※ 「領収書番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。
- ※ 挿分した場合は、挿分本額及び挿分資本額欄に記載すること。

住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について）の要件審査について

1 請求年月日

令和5年2月22日（水）

2 受付年月日

令和5年2月24日（金）

3 処理期限（請求のあった日（受付日）の翌日から起算して60日以内）

令和5年4月25日（火）

4 請求の内容（要旨）

愛知県議会議員渡辺昇に対し、平成29（2017）年度の事務所の賃料として使用した政務活動費の返還を請求すること。
渡辺議員自身が社長を務める会社から借りた事務所の賃料として同社に支払っており政務活動費の不当な使用である。

5 要件審査

（1）請求の形式

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の住民であること	住民の範囲は、「法律上の行為能力の認められている限り法人たると個人たるとを問わない」（昭和23年10月30日行政実例）	住民票により愛知県の住民であることを確認した。	適
② 事実証明書が添付されていること	違法又は不当な財務会計上の行為につき、これらを証する書面（事実証明書）を添えることを要する。	渡辺昇県議が政務活動費を自身が代表を務める法人から賃借した事務所の賃借料に充当していること等を証する趣旨の書面が添付されており、事実証明書と認められる。	適
③ 請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員は、愛知県議会事務局長である。	適
④ 当該行為があった日から1年以内の請求であること	原則として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求できない。	違法不正に使用された政務活動費の返還請求権の行使を怠る事実に係る監査請求であり、期間制限の規定は適用されない。	適
⑤ 自署がされていること	請求人の住所の記載があり、自署がされていることを要する。	請求人の住所の記載があり、自署がされている。 なお、請求人の住所及び氏名を非公開とするよう意思表示している。	適

（2）請求の内容

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の財務会計上の行為であること	次のいずれかに該当する行為でなければならない。 ①公金の支出 ②財産の取得、管理、処分 ③契約の締結、履行 ④債務その他の義務の負担 ⑤公金の賦課、徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実 ⑦①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合	違法不正に使用された政務活動費の返還請求権の行使を愛知県議会事務局長に求めるものであり、⑥財産の管理を怠る事実に該当する。	適
② 違法又は不当な財務会計行為とする理由あるいは事実が掲示されていること	住民監査請求においては、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、その理由あるいは事実を具体的に示さなければならない。	請求人は、渡辺昇県議が政務活動費を自身が代表を務める法人から賃借した事務所の賃借料に充当していること等を指摘しており、監査請求に係る理由及び事実が具体的に示されている。	適
③ 特定性・具体性があること	住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというもののではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要する。（最高裁判所平成2年6月5日判決）	請求人は、平成29年度の渡辺昇県議に係る政務活動費のうち事務所費相当額の返還請求を怠る事実を特定して個別的、具体的に掲示している。	適
④ 損害発生の可能性があること	たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。（行政実例昭和45年4月21日）	仮に違法不正に使用された政務活動費の返還請求を怠っていた場合、県に損害を及ぼす可能性がある。	適

6 判断

以上のとおり、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を満たしており、監査を実施することとする。

住民監査請求（政務活動費に係る調査研究費の返還について）の要件審査について

1 請求年月日

令和5年2月22日（水）

2 受付年月日

令和5年2月24日（金）

3 処理期限（請求のあった日（受付日）の翌日から起算して60日以内）

令和5年4月25日（火）

4 請求の内容（要旨）

愛知県議会議員渡辺昇に対し、令和3（2021）年11月12日の県外活動に係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求すること。

県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は、福岡空港におけるピアガーデンの開催や滑走路の増設を県営名古屋空港でも行うよう要望することが目的とあるものの、調査に訪れた事実はない。

5 要件審査

（1）請求の形式

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の住民であること	住民の範囲は、「法律上の行為能力の認められている限り法人たると個人たるとを問わない」（昭和23年10月30日行政実例）	住民票により愛知県の住民であることを確認した。	適
② 事実証明書が添付されていること	違法又は不当な財務会計上の行為につき、これらを証する書面（事実証明書）を添えることを要する。	渡辺昇県議が政務活動費を福岡空港での県外活動に係る旅費に充当していること、当該日に県議が福岡空港を訪問していないこと等を証する趣旨の書面が添付されており、事実証明書と認められる。	適
③ 請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員は、愛知県議会事務局長である。	適
④ 当該行為があつた日から1年以内の請求であること	原則として、当該行為があつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、請求できない。	違法不正に使用された政務活動費の返還請求権の行使を怠る事実に係る監査請求であり、期間制限の規定は適用されない。	適
⑤ 自署がされていること	請求人の住所の記載があり、自署がされていることを要する。	請求人の住所の記載があり、自署がされている。 なお、請求人の住所及び氏名を非公開とするよう意思表示している。	適

（2）請求の内容

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の財務会計上の行為であること	次のいずれかに該当する行為でなければならない。 ①公金の支出 ②財産の取得、管理、処分 ③契約の締結、履行 ④債務その他の義務の負担 ⑤公金の賦課、徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実 ⑦①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合	違法不正に使用された政務活動費の返還請求権の行使を愛知県議会事務局長に求めるものであり、⑥財産の管理を怠る事実に該当する。	適
② 違法又は不当な財務会計行為とする理由あるいは事実が掲示されていること	住民監査請求においては、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、その理由あるいは事実を具体的に示さなければならない。	請求人は、渡辺昇県議が当該日に福岡空港を訪問していないこと等を指摘しており、監査請求に係る理由及び事実が具体的に示されている。	適
③ 特定性・具体性があること	住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要する。（最高裁判所平成2年6月5日判決）	請求人は、令和3年度の渡辺昇県議に係る政務活動費のうち当該日の福岡空港での県外活動に係る旅費に充当した調査研究費相当額の返還請求を怠る事実を特定して個別的、具体的に掲示している。	適
④ 損害発生の可能性があること	たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。（行政実例昭和45年4月21日）	仮に違法不正に使用された政務活動費の返還請求を怠っていた場合、県に損害を及ぼす可能性がある。	適

6 判断

以上のとおり、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を満たしており、監査を実施することとする。